

令和7年11月17日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社中央技術コンサルタンツ
東京都新宿区西新宿8-5-1

2. 指名停止措置期間

令和7年11月17日から令和8年2月16日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

株式会社中央技術コンサルタンツは、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（公契約関係競売等妨害又は談合）第8号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 山田 清美 電話 018-836-2070